

税の申告は 期間内に

☎税務会計課 課税係 ☎0943-32-1114



■今年度から、申告会場が変更となりました。

申告期間

注意：小学校区ごとに期間が違います！

- 上・下広川校区：2月13日～20日・3月1日～7日（土・日・祝除く）
- 中広川校区：2月21日～28日・3月8日～15日（土・日・祝除く）
- 時間：9:00～16:00 / ● 会場：広川町役場 1階多目的スペース

※過去3年間、新型コロナウイルスの影響で確定申告期間が延長されていますが、広川町での申告期間は延長されませんのでご注意ください。

※日曜開庁日（3月5日）は申告業務を行っていません。

青色申告や消費税・贈与税などの申告は八女伝統工芸館で

入場整理券が必要です！

以下の申告は広川町で受け付けできません。八女伝統工芸館でご相談、申告をお願いします。

- ・青色申告
- ・消費税・贈与税などの申告
- ・土地や建物、株式などの譲渡所得がある人の申告
- ・住宅ローンを組んで住宅を新築・増築もしくは中古住宅を購入し、新たに住宅借入金等特別控除の適用を受ける人の申告
- ・商品先物取引に係る所得がある人の申告

令和5年度からの変更点

住宅ローン控除の見直し

住宅ローン控除の適用期限が4年延長されます。（令和7年12月31日までに入居したものが対象）
令和4年～令和7年に入居した場合、個人住民税の控除限度額を所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）とします。（特別特例取得、特例特別特例取得の場合を除く）

住民税の非課税判定における未成年者の年齢引き下げ

1月1日時点で未成年者であり、前年中の合計所得金額が135万円以下の場合、住民税が課税されませんが、成年年齢の引き下げに伴い、令和5年度から、18歳または19歳の人は住民税の課税・非課税判定における未成年者にはあたらないこととなりました。

セルフメディケーション税制の見直し

セルフメディケーション税制の対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、手続きの簡素化を図った上で、適用期限を現行の令和3年12月31日から、5年延長し、令和8年12月31日までとします。

申告に必要なもの

<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	申告者本人と扶養親族、専従者給与を支払っている人のもの。または通知カード＋運転免許証・健康保険証など。 代理人の場合は、①申告者のマイナンバーカード（または通知カード） ②代理人の運転免許証・健康保険証など ③委任状 ④申告者の運転免許証・健康保険証など。
------------------------------------	---

↓ 以下はあてはまる人のみ ↓

<input type="checkbox"/> 申告書	広川町役場税務会計課から申告書が送られてきた人は、その通知
<input type="checkbox"/> 国税電子申告・納税システムの利用者識別番号などがわかる書類	税務署から確定申告のお知らせ（はがき）が送られてきた人は、そのはがき
<input type="checkbox"/> 源泉徴収票（原本）	給与所得者や年金受給者の場合 （確定申告への添付は必要ありませんが、確認のために持参ください。町県民税申告への添付は必要です）
<input type="checkbox"/> 保険会社の支払調書	個人年金などがある場合
<input type="checkbox"/> 支払機関から発行された支払証明書	生命保険などの満期返戻金を受けた場合
<input type="checkbox"/> 控除証明書	生命保険や地震保険などの保険料を支払っていた場合。寄付金控除を受ける場合
<input type="checkbox"/> 社会保険料の支払証明書（または領収書）	国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料などを支払っていた場合
<input type="checkbox"/> 障害者手帳・療育手帳	申告者本人や被扶養者に障害があり、障害者控除を受ける場合
<input type="checkbox"/> 医療費に関する書類 （明細書、領収書、医療費のお知らせ通知など）	医療費控除を受ける場合は、事前に人別・病院別に合計額を計算し「医療費控除の明細書」を作成してください。高額療養費や医療保険で補てんがある場合は、その補てん金額を記録しておいてください。（マイナポータルを使って、医療費の明細書を作成できるようになりました） 特例を受ける場合は、一定の取り組みを行ったことがわかる書類（領収書や結果通知表など）が必要です。
<input type="checkbox"/> 収支内訳書（収入や経費など記入済みのもの）、必要経費の領収書など	農業所得や営業所得、不動産所得がある場合 事前に収入・経費の科目ごとに領収書を分類・集計し「収支内訳書」を作成してください。
<input type="checkbox"/> 申告者名義の口座（金融機関、支店名、口座番号）がわかるもの	所得税の還付申告（または振替納税）をする場合

※そのほか書類などが必要になる場合があります。

感染症対策にご協力を



※上記にご協力いただけないなど、感染症対策が適切でないと判断した場合、入場をお断りします。

申告時間の短縮にご協力を

申告会場は毎年大変混雑します。混雑を防ぐため、短時間でスムーズな申告相談にご協力をお願いします。

「医療費の明細書」「収支内訳書」は、事前に作成してご来場ください。